

第1章 背景と目的

1 背景

朝霞市では、都市の骨格軸を形成し、市民に最も身近なインフラでもある道路の整備について、長期的な視点から都市基盤の基幹施設として将来像を描き、その実現に向けて計画的な道路整備を進めてきました。

平成3（1991）年3月に前計画である「朝霞市道路整備基本計画」を策定した当時から、財政面、社会経済状況、都市基盤整備の状況等から大きく時代が変化してきたことに対応し、今般、計画の見直しを行いました。

- ・財政面では、都市基盤整備にかかる予算は大幅に減少しています。福祉や教育に対する財政需要が高まったことに伴い、都市基盤整備への財政投資が減少しており、平成2（1990）年度の当初予算に占める土木費の割合は、37.4%（69億9千万円）であったのに対し、平成30（2018）年度は、6.4%（26億1千万円）となっています。

厳しい財政状況の下、都市計画道路の整備率は埼玉県の平均と比べ低い水準となっており、主要生活道路についても約73%が未整備となっているのが現状です。

- ・社会経済状況においては、近年、全国的には人口減少や本格的な超高齢社会が到来し、大きく変化しています。朝霞市においても、高齢化が進み、現在の人口増加の状況は中長期的には減少へ向かっていくことが推測されています。また、全国各地における大規模な自然災害を教訓に、都市基盤整備における防災・減災の観点はより重要になっています。

- ・都市基盤整備の状況についても、一般国道254号和光富士見バイパス（以下「一般国道254号バイパス」という。）の一部供用開始や、土地区画整理事業など都市基盤整備の進捗により、本市を取り巻く交通環境も大きく変化しています。

このように、変化する時代の状況に応じて、現実的な道路網を構築していくことが必要です。

朝霞市では、平成28（2016）年に市のまちづくりの基本的な方針である朝霞市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）を見直し、将来都市像として掲げる「私が暮らしつつきたいまち 朝霞」の実現に向けて、道路交通分野では、「やさしさに配慮した道づくり」、「まちの骨格となる道路づくり」、「良好な交通環境づくり」の視点から、交通環境の整備を進めることとしています。

市民意識調査において市民の道路・橋梁に対する評価は、「今後の重要度は高いが、現在の満足度が低いため、力を入れて取り組むべき項目」となっており^{*1}、市民生活に密着し、身近なインフラである道路整備に期待を寄せていることが伺える反面、「安全・安心なまち」の施策に対する満足度は最も低くなっている状況^{*2}です。

本基本計画は、このような状況を踏まえ、朝霞市が主体となって整備する市道について、上位計画である都市計画マスタープラン等との整合に留意しながら、多方面にわたる課題を整理し、都市計画審議会やパブリックコメントを通じて広く意見聴取しつつ、現計画の内容や進捗状況、本市を取り巻く環境変化等を念頭に計画の見直しを行い、今後の道路整備等に関する基本的な方向性を示すものです。

*1平成26年に取りまとめた市民意識調査結果

*2平成29年度に行った市民アンケート調査（第5次朝霞市総合計画の「基本概念に基づいた施策の満足度」）

2 目的

本基本計画は、都市計画マスタープランに位置づけられた様々なまちづくり施策を計画的に進めることを目的に、目指すべき道路網を構築し、道路整備を行う路線の選定及び整備の優先順位等を定め、これをもって市内各地域の利便性や安全性の向上に貢献していきます。

《都市計画マスタープラン【平成30（2018）年6月修正】におけるフレーム》

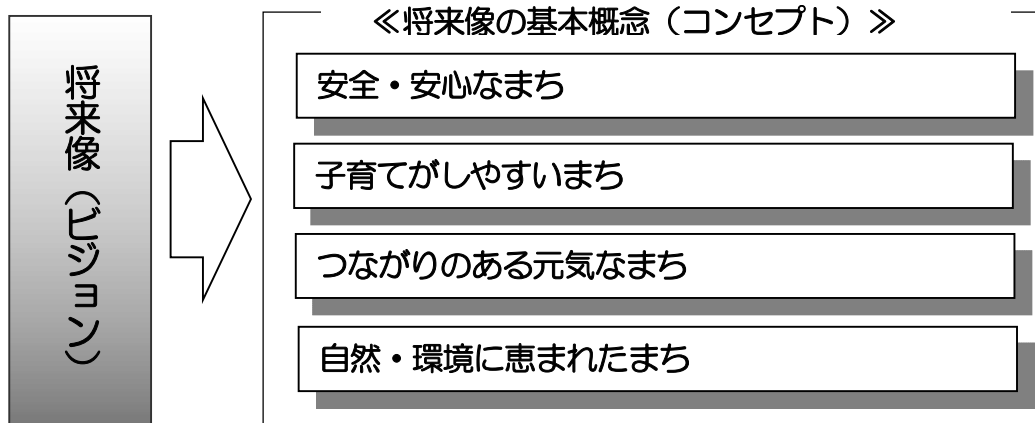


図1-1 都市計画マスタープランにおける将来像の基本概念

表1-1 都市計画マスタープランにおける道路分野の目標と方針

都市計画マスタープラン■道路交通分野	
【目標】	【方針】
i. やさしさに配慮した道づくり	→ ①全ての人にやさしい交通環境の整備
	→ ②環境・景観に配慮した交通環境の整備
	→ ③歩行者空間の整備
ii. まちの骨格となる道路づくり	→ ④幹線道路網の整備
iii. 良好な交通環境づくり	→ ⑤安全・快適な道路の整備
	→ ⑥公共交通網などの充実・整備
	→ ⑦その他交通施設などの充実・整備
	→ ⑧新たな公共交通システムの導入検討

3 計画期間

本基本計画は、令和元（2019）年度から令和 10（2028）年度を目標年度とした 10 年間の計画とし、道路を取り巻く環境の変化に応じて適宜見直しを図ります。

4 計画の位置づけ

本基本計画は、第5次朝霞市総合計画や都市計画マスタープラン等を踏まえて策定するもので、本市の道路整備に関する最上位計画となるものです。

なお、本基本計画の関係法令には、道路法、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、埼玉県福祉のまちづくり条例、朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例などがあります。

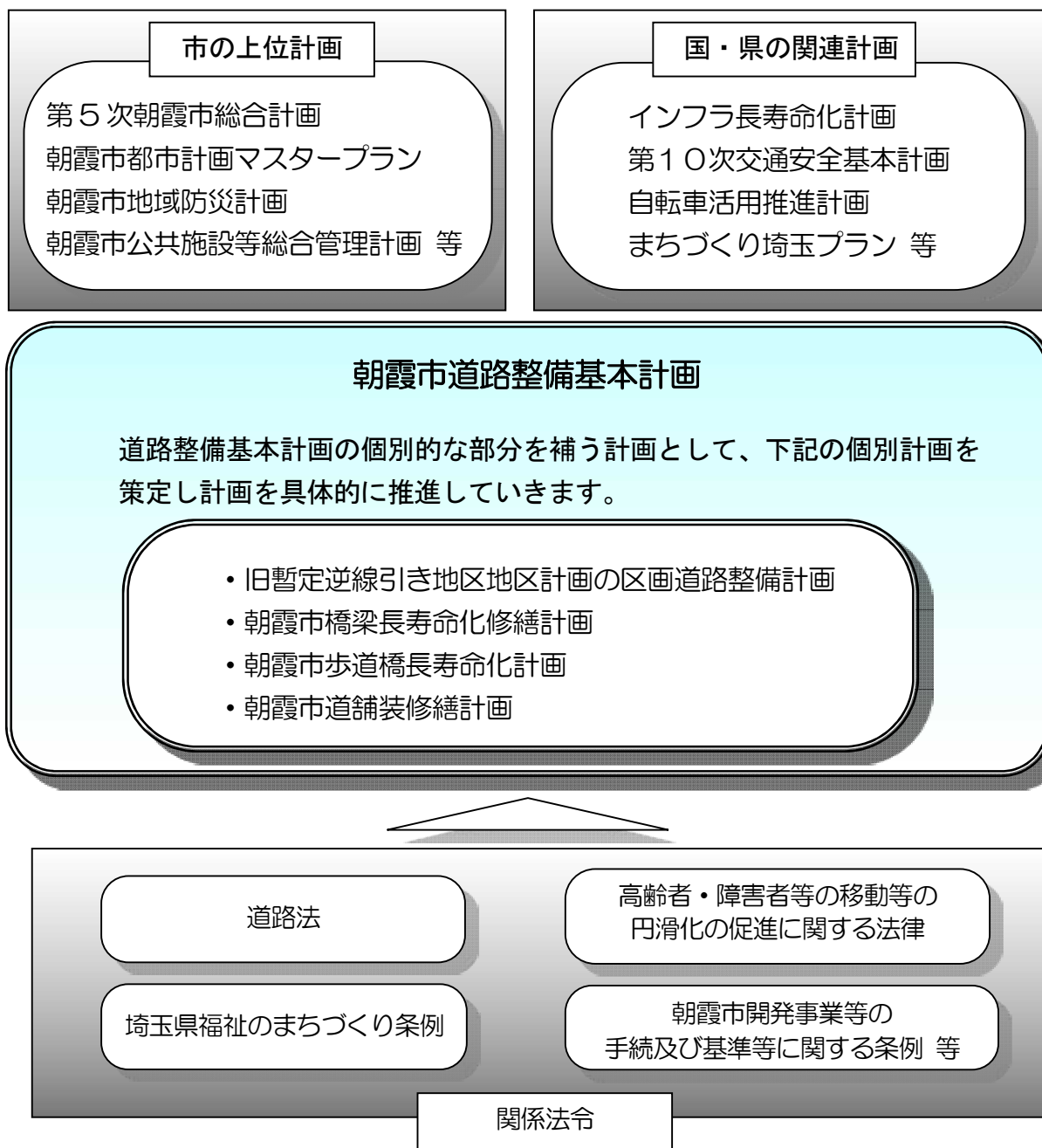


図 1-2 道路整備基本計画の位置づけ